

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 1 1 1 号)

令和8年7月7日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第 1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）のうち、個人の状況（以下「本件情報①」という。）について大津市情報公開条例（平成14年条例第4号。以下「条例」という。）第7条第1号該当を理由に非公開とした部分は、妥当である。

また、弁護士の意見（以下「本件情報②」という。）について条例第7条第2号アを理由に非公開とした部分は、当該条文に該当しないため取り消すべきである。

第 2 審査請求の経過

1 公文書公開請求

令和7年4月23日、審査請求人は、条例第6条第1項の規定により、実施機関に対して「佐藤健司市長が市長に就任した後から現時点までで、旧湖南有線放送の放置電柱を撤去した記録と残数やそれに関する協議録など現状が把握できる資料」の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和7年6月9日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）について、請求対象期間の「協議・報告書及び湖南有線放送電柱管理表」を本件公文書として特定し、条例第12条第1項の規定により本件処分を行った。

3 審査請求

令和7年8月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 令和7年8月25日、当審査会は、実施機関に対し、処分理由等に係る弁明書の提出を求め、令和7年9月18日、実施機関から当該弁明書の提出を受けた。

5 令和7年9月25日、当審査会は、審査請求人に対し、当該意見書に係る意見書の提出を求めたところ、令和7年10月8日、審査請求人から意見書及び資料の提出を受けた。

第 3 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求める。

第 4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 氏名について

代表理事の氏名を非公開としているが、審査請求人が過去に、滋賀県に湖南有線放送農業組合（以下「組合」という。）に関する文書を情報公開請求した際に受け取った資料では、代表理事の氏名は公開されていた。また代表理事は元大津市議会議員でもあったので、非公開とする理由

が見当たらない。

2 代表理事の状況について

審査請求人が入手した県の資料では、組合の代表理事の氏名、住所は公開されており、2010年に代表理事が死亡している事実も記載されていた。個人が特定されるから公開しないとする市の説明は矛盾している。

3 弁護士の意見について

責任の所在の部分で、当時の大津市政の顧問弁護士の見解を黒塗りにしているが、公開された令和5年10月3日の添付文書によると、当該弁護士が、清算人に対する通知文を弁護士名で送付したとしている。法制度を基にした根拠となる見解を述べられた部分を黒塗りにすることで、結果的になぜ清算人に対して通知文を送付したのかの理由が不明となっている。弁護士の意見を黒塗りにしていることについて、当該弁護士の有する知見、経験などが明らかになって、正当な利益を害するおそれがあるから公開しないとしているが、公開文書中の4行の公開が当該弁護士の正当な利益を害するということが理解できない。なお、危険な放置電柱を今後どうしていくかを、法的な見解を確認して記録に残すことは行政として重要なことであり、県の資料では、市とのやりとりなど経緯が記録されている。また、県の顧問弁護士に相談して、県総務課（法規）はQ&Aで疑問に答えている。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 代表理事の氏名及び個人の状況について

令和7年6月9日付け大津市指令産農第28号に記載しているとおり、個人の状況が記載されている部分を非公開としており、個人の氏名である代表理事の氏名については、本件公開文書に記載されておらず、非公開ともしていない。

また、個人の状況として記載されている内容について、当該個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号。以下「条例」という。）第7条第1号に該当すると判断し、非公開とした。

2 弁護士の意見について

本件公開文書に記載の「責任の所在」について、本市の顧問弁護士に対する相談に係る回答の内容が記載されており、具体的には、組合又は清算人及び本市の責任について、当該弁護士の法的判断が記載されている。

弁護士の法的判断については、弁護士が法律の専門家として示すものであり、当該法的判断を公にすることにより、当該弁護士の有する専門的な知見、経験等が明らかになる。また、弁護士が有する専門的な知見、経験等については、弁護士が行う業務の性質を踏まえると、当該弁護士の営業情報であると位置付けることができるものであって、当該弁護士の事業活動に関する情報ということができる。

条例第7条第2号アにおいて、法人その他の団体又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な

利益を害するおそれがあるものについて非公開とする旨の規定があるところ、弁護士の見解については、公にすることにより、当該弁護士の事業活動に関する情報である当該弁護士が有する専門的な知見、経験等が明らかになり、当該弁護士の競争上の地位を害するおそれがあるものといえることができるため、非公開とした。

第6 当審査会の判断理由

1 本件公開請求について

本件公開請求は、審査請求人が、本件情報①及び②の公開を求めるものである。

2 本件審査請求に係る争点について

(1) 本件情報①について

実施機関は、本件情報①を公開することにより、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）として、条例第7条第1号に該当するため、本件情報①を非公開とすることが妥当であると主張している。一方で、審査請求人は、入手した県の資料では、組合の代表理事の氏名、住所は公開されており、2010年に代表理事が死亡している事実も記載されていたことから、個人が特定されるから公開しないとする市の説明は矛盾しているとして、本件情報①の公開を求めている。

したがって、本件情報①に対し、条例第7条第1号に該当するかについて、以下検討を行う。

(2) 本件情報②について

実施機関は、本件情報②を公開することにより、当該弁護士の専門的な意見、経験等が公開されることとなり、当該弁護士の競争上の地位を害するおそれがあるものが含まれているとして条例第7条第2号アに該当するため、本件情報を非公開とすることが妥当であると主張している。一方で、審査請求人は、法律の専門家の弁護士が個人的な判断でなく、市の顧問弁護士として法的判断を大津市政から求められ見解を述べているものであり、条例第7条第2号アに該当しないため公開を求めている。

したがって、本件情報②に対し、条例第7条第2号アに該当するかについて、以下検討を行う。

3 本件情報①について

(1) 条例の規定と解釈について

条例第5条において「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。」と公文書公開請求権を何人にも認めているところ、条例第7条においては「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と原則公開の基本的な考え方を示している。

この例外として、同条第1号において「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を非公開情報としている。

また、「個人に関する情報」とは、個人に関する全ての情報が含まれるものであり、個人に

関する情報全般を意味する。そこには「個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報」が含まれ、その範囲はできる限り広く解するのが相当であり、個人の氏名、住所、思想、信条、健康状態、学歴、職業、所属など個人の属性を示すあらゆる情報を指すとしている。一般的に当該情報については、法令や慣行として公にすることが予定されているものを除いて、非公開情報となると解される。

(2) 本件への適用について

当審査会がインカメラ審理を行い、本件公文書を見分したところ、本件公文書には本件情報①として、組合の代表理事の個人の属性に関する情報が記載されていることを確認した。本件情報①は個人に関する情報であるところ、本件公文書より、当該情報が代表理事のものであることは明白であり、また当該情報が法令や慣行として公にすることが予定されているような情報でもないと判断する。したがって、本件情報①は条例第7条第1号に該当すると言える。

(3) 本件情報①に係る結論について

以上より、本件情報①を条例第7条第1号該当とし非公開とした実施機関の判断は妥当であると判断する。

4 本件情報②について

(1) 条例の規定と解釈について

前項で詳述したように条例第7条の規定において公文書公開については原則公開の立場であるところ、同条第2号において「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって次に掲げるもの。」を非公開情報としている。次に掲げるものとは、「公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」である。また当該おそれは抽象的な可能性にとどまらず、法的保護に値する蓋然性を必要とするものである。

一般的に弁護士の意見については、その業務の特性上、求められる状況が千差万別であるところ、事案によっては確かに踏み込んだ意見を述べる可能性は考えられる。弁護士の業務としては、公に取り扱うことが可能な意見を述べることが多く、当該意見の内容について非公開とすべき可能性は低いと考えられるところ、その判断については、個別具体的な事案によるところが大きく、一般的な法的規範を立てて、公開又は非公開の判断を行うことは困難である。したがって、条例第7条第2号アに該当するかは個別具体的に判断していくことが必要となると解する。

(2) 本件への適用について

当審査会がインカメラ審理を行い、本件公文書を見分したところ、本件公文書には本市の顧問弁護士が、実施機関からの求めによって、放置電柱の組合、清算人の責任及び市の責任について意見を述べた記載があることを確認した。当該意見については、放置電柱に関する実施機関からの相談に対して、当該弁護士が飽くまでもその責任の所在について、法的観点から一般的な意見を述べているにすぎず、当該意見を公にすることで、当該弁護士の競争上の地位を害するようなおそれがあるような内容ではないと当審査会は判断した。したがって、本件情報②は条例第7条第2号アに該当するとは言えない。

(3) 本件情報②に係る結論について

以上より、本件情報②は条例第7条第2号ア該当には該当せず、非公開とした実施機関の判断は妥当ではないと判断した。

5 結論

以上より、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7年 9月18日	諮問書の受理
令和8年 1月19日	審議
令和8年 2月26日	審議
令和8年 3月26日	審議 審査請求人からの意見陳述
令和8年 5月26日	審議
令和8年 7月 7日	答申